

徳島県告示第五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和八年一月二十七日

加入区名

西由岐加入区 東由岐加入区

徳島県知事 後藤田 正純